

「道徳」の特設をめぐる議論

——その特徴と社会的背景——

修 占 新

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本研究では、1950年の天野貞祐文部大臣による修身科復活論から1958年の「道徳」の特設にいたるまでの、1950年代における徳育教科の設置をめぐる賛否両論を分析し、その共通した特徴として、修身科復活への反対と全面主義道徳教育への擁護が挙げられることを指摘した。そして、このような議論が登場した背景には、子どものしつけをしようとする国民の道徳教育の要求と国民の愛国心を涵養しようとする政府の道徳教育の要求が共に高まり、しかも双方ともそれを学校教育に求めた点で一致したことを明らかにした。そして、これらの道徳教育の要求によって、徳育教科の設置を求める機運が高まり、「道徳」が設置されたことを明らかにした。

はじめに

日本では、戦前の教育課程において、道徳教育を担う教科として修身科が置かれ、それは筆頭教科として位置づけられていた。しかし、第二次世界大戦終結後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が1945年12月31日に出した「修身、日本歴史及び地理停止二関スル件」という指令により、修身科は学校教育のなかからその姿を消すことになった。だが、1950年になると当時の文部大臣である天野貞祐が修身科の復活を主張した。これをきっかけとして、道徳教育のための教科（以下、徳育教科と略す）設置を求める議論が始まり、1950年代を通じて盛んに議論されていった。そしてついに、1958年に道徳の時間（以下、「道徳」と記す）が特設され、学校における道徳教育の重要性を強調し、その振興を唱える際には、「道徳」の重要性が論じられてきた。特に近年、政府は「道徳」を教科化¹⁾しようとしており、現在これをめぐって議論が広がっている。

しかしながら、「道徳」を教科にすべきか否かを議論することはもちろん重要だが、その前にそ

もそもなぜ「道徳」が特設されたのか、すなわち、いかなる者が、どのような理由で「道徳」の設置を求めたのかを明らかにすることが必要であると筆者は考える。つまり、1950年に天野文相が修身科の復活を主張してから、その後徳育教科の設置をめぐるどのような議論がなされたのかを明らかにする必要がある。そしてその際、特に重要なのは、議論を整理するだけではなく、そのような議論がいかなる社会的背景の下で、なぜこの時期に登場してきたのかを検討することである。これは、なぜ「道徳」が特設されたのかを理解するためには必要不可欠な作業である。また、これは同時に、現在の「道徳」の教科化の問題を考えるための重要な手がかりを与えてくれると考える。

だが、今までの研究においては、徳育教科の設置をめぐる議論に注目し、その議論を整理したものがあつたものの、議論が登場する経緯及びその社会的背景にはあまり注意が払われてこなかった。

たとえば、船山謙次は1958年前後の「道徳」の特設をめぐる特設賛成派と特設反対派とがそれぞれどのように主張していたのかをまとめているが²⁾、それは議論の整理には大変参考となるものである。ただ、船山は「道徳」の特設をめぐる議

論をまとめるにとどまっております。なぜこのような議論がなされるようになったのかについては考察していない。また、松下行則は1950年代初頭における「道德教育改革の実相を分析することを通して、『特設』道德論が浮上してくる契機を明らかにしたい」³⁾としているが、結局天野文相の修身科復活に関する発言の推移のまとめにとどまっております。天野文相の発言意図やその発言が登場した社会的背景については考察していない。つまり、いったいなぜ、1950年代に入って文部大臣が修身科の復活や德育のための教科設置を唱えるようになったのかという大きな問題が検討されないままに残っている。

一方、天野文相の修身科復活発言について考察した研究として、貝塚茂樹によるものがあげられる。貝塚は終戦から1952年までの「占領期」を考察しており、「対日占領教育政策は、戦後の道德教育問題の展開にいかなる役割を果たしたか」⁴⁾を検討し、「戦後の道德教育の基底はすでに占領期の歴史的な展開の中で形成されたもの」⁵⁾と指摘している。筆者も占領政策が当時の教育政策に強い影響力をもったことは事実だろうと考える。こういう意味で占領期における道德教育の問題に関しては、貝塚の研究は参考になる。ただ、占領政策の影響が強かったとしても、1952年には占領が終了した。しかし、「道德」の特設は1958年である。「道德」の特設経緯を明らかにするためには、占領期だけでなく、占領後、すなわち1952年から1958年「道德」の特設までの德育教科の設置をめぐる議論を検討することが必要不可欠であると筆者は考える。

そこで、本研究では、1950年代における德育教科の設置をめぐる各文部大臣の主張とそれに関する賛否両論を再検討し、議論の特徴やその登場する経緯と社会的背景を考察していく。そして、これを通して、「道德」がなぜ特設されたのか、その背景にはどのような道德教育の要求があったのかを明らかにしたい。

1. 天野文相の修身科復活をめぐる議論

(1) 天野文相の修身科復活論

天野文相は1950年11月7日の全国都道府県教育長協議会で、次のような発言をしている。

わたしはもとの修身といったような教科は不必要と考えていたが、最近各学校の実情を見ると、これが必要ではないかと考えるようになった。地方の教育者に会っていろいろと意見を聞いてみると、教育関係の法令はいろいろ整ってきたが、その内容がないため、教育上支障をきたすという声が多い。そこで、教育の基礎として、口先でとなえるものではなく、みんなが心から守れる修身を、教育要綱といった形で作りたい。これを教育勅語の代わりにして民主主義社会に必要な道德再開をはかりたい⁶⁾。

すなわち、天野文相は学校の実情や地方の教育者の声を背景に、修身の教育要綱をつくり、民主主義社会に必要な道德教育を行う意向を示している。特に注目すべきは、「修身といったような教科は……必要ではないかと考えるようになった」ということである。というのも、戦後教育改革によって道德教育を担う教科がなくなっていたが、このような教科が必要だということを文部大臣として主張したのは、彼が初めてだからである。これが戦後の日本における德育教科の設置に関する議論の始まりとなった。

また、天野文相は同年の11月9日に日本教育新聞社の記者との会見で、「従来の修身では社会的モラルを養うことが行われなかったが、今後はこれが必要である。社会科がこれを取扱ってきたわけだが、その社会科は結果として機能を果たさなかったとみている。そこで修身の復活を考えたわけだ」⁷⁾と述べている。つまり、天野文相は、社会科が道德教育の機能を果たさなかったととらえ、社会的モラルを養う必要性という観点から「修身の復活」を考えたようである。

ところが、天野文相の考えている「従来の修

身」とは如何なるものかがはっきりしないし、「社会的モラル」というものはどういうものを指しているのかもはっきりさせていない。ただ、「復活」という言葉を強調しているので、戦前の修身科の内容を完全に改めようとしていたとは考えにくい。

(2) 反対論の高まり

天野文相の修身科復活論に対しては、教師を中心に反対が多かった。『朝日新聞』（1950年12月15日）では、教師に限定して、小学校及び中学校における修身科の復活に対する意見を聞いている。それによると「独立教科を設けるのがよい」は、小学校39%、中学校36%。「社会科の中で取り扱うのがよい」は、小学校27%、中学校10%。「学校全体計画の中で取り扱うのがよい」は、小学校34%、中学校54%になっている。つまり、平均してみると、小・中学校の教師たちの中で、道徳教育の独立教科を設けることに賛成している者は4割弱だった。言い換えれば、教師すなわち現場で教育を行う者の6割以上が修身科の復活に反対する傾向にあったことが明らかである。

また、『読売新聞』（1950年12月8日）の「修身科は是か非か」に関する調査において、反対を唱える者のほとんどが「かつての修身科」の味気なさや弊害を挙げており、「①すべての生活、あらゆる教育の場面を通じて行うべきで、特定の科目を設けるべきでない ②社会科教育の内面的充実で十分だ ③大人世界の浄化が先決だ ④子供の考え方を尊重せよ」⁹⁾ というものであった。反対論の代表的意見を見てみると、全生活過程を通じて道徳教育を行うことを主張し、社会科における道徳教育に賛成しているということが分かる。そして、『朝日新聞』の社説「道徳教育の在り方」（1950年12月1日）も、「修身科の復活も適当でない……要はあらゆる科目で、あらゆる機会に、具体的に教えるべきで、先生たちの積極的な努力と、社会・学校・家庭の協力が望ましい」と述べている。これらの議論の主張をまとめてみると、道徳教育は子どもの全生活過程を通じて行うべきものであり、特別な教科を設けるべきではないということであった。

全生活過程を通して行う道徳教育のことを全面主義道徳教育というが、この考え方が、天野文相の修身科復活論に反駁する強い論拠として使われていたことがわかる。そしてこの全面主義道徳教育という考え方は実は終戦直後から存在していた⁹⁾。1946年5月15日に文部省は「新教育指針」を公表したが、そこで戦後はじめて道徳教育の問題に触れ、「公民教育の振興」という箇所ですべて『修身』と『公民』とを、人間のほんとうの在り方にもとづいて、一つにまとめたものである¹⁰⁾と述べている。すなわち、文部省は道徳教育を公民教育の一環として、そのなかで行うという方針を明らかにしたのである。ところが、文部省が「新教育指針」を公表した翌年の1947年3月31日には教育基本法と学校教育法が公布されたが、1947年3月20日には、すでに「学習指導要領一般編（試案）」が出されていた。そしてこの「学習指導要領一般編（試案）」においては、「これまでの修身・公民・地理・歴史などの内容を融合して、一体とし学ばなくてはならないので、それらの教科に代わって、社会科が設けられたわけである」¹¹⁾と述べられている。つまり、教育課程に新しく社会科が設けられることになり、修身はその中に融合したのである。こうして社会科が道徳教育の中心的役割を果たすとされた。

ただ、指摘しておかなければならないことは、道徳教育のための単独教科が設けられることなく、社会科を中心に道徳教育が行われるようになったのは、あくまでも学校全体・全教育過程を通じて道徳教育を行うことが前提とされていることである。すなわち、戦後初期から全面主義道徳教育という考え方が強調され、上記のアンケート調査の結果や新聞の社説の主張からもわかるように、全面主義道徳教育という考え方は広く支持されていたといえるだろう。

こうしたなか、天野文相の提起した、道徳教育の振興策としての修身科復活論は当然大きな問題となった。天野文相の修身科復活論は、教員をはじめとする教育界や主要メディアから強く批判・反対を受けるなか、挫折し、実現しなかった。

2. 修身科復活論が登場した社会的背景

では、なぜ 1950 年代に入って天野文相は修身科復活の主張をしたのだろうか、いったい誰が道徳教育を必要とし、また何を求めているのだろうか。

(1) 子どもの「しつけ」に対する国民の要求

終戦から 1950 年代にかけて、経済状況が改善しても、青少年の犯罪の増加や不良化に関する指摘や議論が減少することはなく、逆により激しくこれらの問題が取り上げられるようになっていた。たとえば、『時事通信・内外教育版』に掲載されている「統計に見る青少年不良化の現実」では、「最近十年間の青少年犯罪をとらえただけでも最高と言われた昭和 18 年に比較して、昭和 23 年度は 1.3 倍の増加を示している。不良行為は 8 倍にも上昇し、24 年度はまだ増加の一途をたどっている」¹²⁾と述べられている。もとより戦前と戦後とでは犯罪の定義や取り締まりの対象などが必ずしも一致しているとは限らないが、ただ当時の人々がこのような数字から、戦後社会では少年犯罪が増加する一途にあると認識したのも無理はないであろう。修身科復活問題が文部大臣によって提起され、盛んに議論されたのは 1950 年のことであるが、文部省が本当に道徳教育を通してこのような青少年の不良化や犯罪の問題を解決しようと考えていたのかどうかはともかく、少なくとも上記の数字は文部省が道徳教育の振興を提唱する一つの理由になったと考えてよさそう。

このような中、たとえば、1950 年 7 月に井坂行男（文部省初等中等教育課事務官）は「最近の眼に余る生徒の不良化・非行現象の数々、その根底としての社会の混乱、道徳心喪失、特に生活目標の混乱、そこから何を目指して生活すべきか、道徳的・精神的価値の教育における必要性、その意味、さらに進んで指導の具体的方途といった方向である」¹³⁾と述べている。すなわち、青少年の不良化問題は道義の頹廃から由来したものであり、この状況を改善するためには「道徳的・精神的価値の教育」が必要だということである。またすでに

1949 年には新聞の社説から次のような主張が見られた。

欧米の学校に特別の修身教課がないのは、キリスト教と教会がどことなく社会生活の軌道をバックしているからであるが、そういう素地も伝統もなく、その上親や教師の考え方に疑問を抱いてきている今の学生生徒に、何のしつけも行われずさんな社会科の教科書で何か教えているような積りでいるのは大きな間違いである。……新しく国民にしつけを行い、その精神を訓練する教科書は是非とも必要である¹⁴⁾。

ここでは、日本には欧米のような宗教的な環境がないために、同じように社会科の授業があるとしても、教育的効果が期待できないこと、そのため国民への「しつけ」や「精神訓練」という観点から、学校教育において修身教科が必要であり、その教科書を作るべきことが主張されている。このほかにも、『社会と学校』や『6・3 教室』といった教育雑誌が、1949 年から 50 年にかけて相次いで特集として「しつけと教養」（『社会と学校』1949 年 12 月号）や「よきしつけのために」（『6・3 教室』1950 年 2 月号）を組み、しつけを中心とする道徳教育に関する論考を掲載していた。

また、前述の『読売新聞』（1950 年 12 月 8 日）の「修身科は是か非か」に関する世論調査では、修身科の復活について、総数 755 通の内、賛成 482 通（65%）、反対 273 通であった。父母と見られる 30 代から 50 代の投稿は 203 通（是 173、非 30）で圧倒的に肯定の者が多かった。そして、賛成意見の代表的なものは、①敗戦後の思想混乱にあえぐ青少年に精神的支柱を与えること、②あらゆる家庭で子どもの行儀やしつけに困っていること、③社会科教育では道徳教育の効果が上がらないことを、その論拠としてあげていた。また、同日の『毎日新聞』も早速「青少年のしつけ」と題して社説を発し、「文相のいう社会生活の基準となる道徳教育、道徳の基礎的な考え方と実践を教える新しい修身は必要だ」と賛意を示している。

天野文相の修身科復活に対しては教師を中心に反対論が多かったが、このように国民の中ではそれにかんがりの支持があったことが推測できる。すなわち、1950年11月7日の天野文相の発言以前から、道徳教育の充実に関する論議が行われており、青少年犯罪の増加や不良化問題が盛んに取り上げられる中で、この問題を解決するために、「しつけ」や道徳教育の必要性が唱えられ、その振興が待ち望まれていたのである。

しかし一方で、天野文相が、「無国籍者になってしまうのでは困るので、そういう自覚を持たせたいということから、国旗とか国歌、また道徳教育を盛んにしようというのである」¹⁵⁾、「国家観念とか、愛国心とかいうものを養ってゆきたい。……私は国家に対する忠誠ということ、愛国ということであると思う。愛国ということとはやはり、国家に対する忠誠でなければならない」¹⁶⁾と述べていることから考えると、彼の主張する道徳教育の内容は国民の国家に対する自覚や忠誠、愛国心の喚起・涵養を中心とするものだったと考えられる。すなわち、天野文相が修身科復活を唱えたのは、道徳教育を通して国民の国家に対する忠誠心や愛国心を涵養するためであった。これは国民が求めているしつけを中心とする道徳教育とは内実はずいぶん違っている。こういう意味で天野文相の修身科復活論は「当時の道徳教育の問題点を的確に、しかも直截に表現したもの」¹⁷⁾ではなく、国民の素朴な道徳教育に対する要求をうまく利用したと考えてよからう。

(2) 吉田茂首相の道徳教育に対する要求

では、なぜ天野文相は愛国心の涵養を主張するようになったのだろうか。1950年代初頭、日本社会をとりまく国際的・政治的情勢は大きく変わる。1951年に講和条約が締結され、翌年には占領が終了した。講和条約を結ぶために、1950年ごろから日本の国際的地位の問題が多くの人々の一大関心事になり、世界各国の国民と対等の立場に立つことができるような国民の養成が、大きな国家的課題となっていた。また、米ソ間の緊張がますます増大するなかで、アメリカは日本のアジアにおける防衛の地位を再認識して占領政策を緩

和し、朝鮮戦争の勃発とその推移につれて、アメリカは対日講和条約の早期成立を図る方針をとるに至った¹⁸⁾。このような事態の変化に対応して、日本政府としてもあらゆる面で体制を更新する必要が生じたが、教育政策、教育内容もまたその例外ではなかった。

1950年10月2日、吉田茂首相は新聞協会主催の夕食会に出席し、その席上、講和への自立態勢確立の急務を力説したが、この目標を達成するためには、精神的独立が不可欠の要件であるとした。そのうえで、「私は純正にして強固なる愛国心の再興を文教政策の筆頭に掲げたい」¹⁹⁾と述べている。さらに吉田首相は「いずれの国家いずれの民族といえども独立の精神と愛国の情熱とはその存立の精神的動力となっている」²⁰⁾と主張し、その後もこのことを繰り返し強調した。

さらに、1951年1月20日の自由党第四回党大会で決定した政策要綱では、「国民道義の高揚と教育、文化、宗教の振興、国家自立の達成および国力の伸長は、国民の祖国愛の振起と道義の高揚及び教育、文化、宗教の振興にまっところきわめて大きい」²¹⁾と述べられている。そして、翌2月6日の衆議院予算委員会で、北沢直吉（自由党）は「独立にあたって、日本の文教方面におきまして、日本人の独立心と申しますか、愛国心と申しますか、そういう気持を大いに涵養するように、文部大臣に特にお願いしたいのでございます」²²⁾と発言し、これに対して天野文部大臣は「私もただいま申されたことにはしごく同感でございます」²³⁾と答弁している。

すなわち、当時は講和独立を迎え、吉田首相をはじめとする与党は、教育とくに道徳教育を通して国民に独立心や愛国心を涵養・高揚させることを一大急務として考えていたのである。このような状況のなか、天野文相が修身科の復活を唱えたのであった。

3. 「道徳」の特設と世論の反応

(1) 「道徳」の特設

天野文相の修身科復活は挫折したが、その後任になった岡野清豪文部大臣は「前文相も主張され

た通り地理と歴史とか修身とかいう点は、やはり前文相のように改善してゆきたいと思う。……私はこの点で、やはり修身科は独立のものにしたいと思う」²⁴⁾と強調していた。そして、そのあとに継ぐ大達茂雄文部大臣も「道義高揚の見地からする教育内容改善に主眼をおき、自然に愛国心を尊ぶような道徳教育を徹底したい」²⁵⁾と主張する。そして、その背景にはやはり吉田首相をはじめとする与党の愛国心に対する教育要求が強く存在していたと考える。というのは、1952年10月に行われた第25回衆議院議員総選挙にさいして、吉田首相は「道義の昂揚、愛国心の涵養」のために、修身・地理・歴史教育の強化を文教政策にかかげた。その後、第五次吉田内閣まで、吉田首相も自由党も一貫して道徳教育の振興と道徳教科の独立を強調していた。

吉田首相が愛国心の涵養や道徳教育の振興を唱える背景には、講和独立とともに、再軍備やMSA（日米相互防衛援助協定、U.S. and Japan Mutual Defense Assistance Agreement）の締結などの要因も存在していたことは見逃せない事実である。1953年10月自由党政調会長池田勇人はワシントンでアメリカのロバートソン國務次官補らと会談し、日本の防衛力増強計画について協議した。日本側が再軍備を妨げる最大の要因として挙げていたのは、「日本人はいかなることが起こっても武器を取るべきではないとの教育を最も強く受けたのは、防衛の任にまず付かなければならない青少年であった」²⁶⁾ことである。アメリカ側は国民のこのような意識を変えるための教育の実行を再三迫ったが、それに対して日本側は、「日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要である」と同意した。日本政府は教育及び広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」²⁷⁾と返答している。すでに吉田首相は、再軍備の精神的基礎としての愛国心と国防意識高揚のための道徳教育の重要性を強調していたが²⁸⁾、MSA協定が結ばれ、再軍備政策が本格化する中で、これに対応した教育政策が急速に強化されていくことになった²⁹⁾。

もちろん、道徳教育を強調したのは自由党や吉田首相の時代だけではなく、1954年12月に第五次吉田内閣が総辞職した後、発足した日本民主党の鳩山一郎内閣も道徳教育の重要性を強調し、その徹底を主張していた³⁰⁾。鳩山内閣の文部大臣になった安藤正純は「単に戦前の修身科を復活させれば事が済むと考えているわけではない。……それ故に教育即道徳、政治即道徳、経済即道徳といった信条にたつて、学校教育たると社会教育たるとを問わず、あらゆる教育の機関が国民の間に道義の涵養を鼓吹すべきである」³¹⁾と述べている。道徳教育の振興は単に修身科を復活させればよいのではなく、あらゆる教育機会において工夫しなければならないことだと、強調するようになっていることがわかる。その後に就任した清瀬一郎文部大臣も、短命な石橋湛山内閣の灘尾弘吉文部大臣も、一貫して愛国心を中心とする道徳教育の振興を強調していった³²⁾。そして、1955年11月に自由民主党が誕生し、1957年2月に岸信介内閣が成立したが、岸は1957年2月に、その施政方針演説において、「国民の道義の確立を期し、文教の刷新を講ずるべきことを、特に強調したい」³³⁾と述べ、その後も国会において「国民道義の高揚の問題につきましては、教育の振興とともに、特に青少年の日本再建に対する自覚、責任ということを十分に自覚し、これを高揚するように努めて行きたい」³⁴⁾として道徳教育の重要性を繰り返し強調していた。

このような中、同年7月10日に灘尾文部大臣の後を継ぎ、松永東が文部大臣に就任したが、その翌日の1957年7月11日の記者会見で、松永東文部大臣は「道徳教育について、特に昔の修身科のようなものを設ける必要があるかどうか問題になっているが、私の今の考えでは修身科という科目を特別に設ける必要はないと思う。各教科にわたって徳育というものを現在よりも濃厚にしてゆくよう配慮したい」³⁵⁾と強調していた。しかし、その半月後の7月30日に「私は今までずっと素人考えで、道徳教育をやるには学校の全教科の中でやればよいと考えていた。しかしいろいろ勉強してみると、全科目の中で道徳教育をやるといっても、一体それでは数学の授業をしながら道徳を

教えるというにはどうすればいいのか、とてもわからない。結局道徳教育をしっかりやるには、一つの科目をつくってやった方がよいのではないかと考えるようになった」³⁶⁾と主張を一変させ、徳育教科の独立を強調するようになった。

では、松永文相大臣はなぜ主張を急変したのだろうか。これについて、松永文相自身が「修身復活へとふみきったのは天野貞祐氏など私設顧問のもと文相五氏や事務当局、専門家などの意見を聞いてその方がいいと思ったからだ」³⁷⁾と語っている。ここでは、専門家というのは具体的にどのような人物を指しているのかは、はっきりしないが、事務当局については「文部省事務当局では内藤（内藤啓三郎—引用者）初中局長が系統的な道徳教育の必要を説いており一般にも道徳教科特設論者が少なくない関係で、それらの意見を多くきいた」³⁸⁾と報じられている。また、松永文相の私設顧問とは、天野貞祐、森戸辰男、松村謙三、清瀬一郎、灘尾弘吉という五人の元文相である。天野や松村、清瀬、そして灘尾、これらの文部大臣は一貫して道徳教育の振興を強調し、徳育教科の設置を主張した人ばかりである。こう考えると、松永文相が主張を変更したのは、文部省事務当局やこれらの私設顧問からの影響があったことは事実であろう。

しかし、さらにその背景には、やはり岸信介首相をはじめとする政府与党の道徳教育に対する要求が強かったからだと考える。というのは、少し時間をさかのぼることになるが、岸首相が国民の道義を高揚させようとして、教育の重要性を強調したのは前述のとおりである。また、1957年7月3日に自民党の文教制度調査特別委員会（委員長、大村清一）は文教新政策の大綱を決め、同日の政策審議会に提出した。同委員会は文教新政策大綱において、最も重要な政策として、「民族精神の養成と国民道義の高揚」を挙げている。そこでは「国民、とくに青少年が誇りと責任をもって日本民族の独立と平和と繁栄を確保し、すすんで世界の平和と人類の福祉に貢献するよう教育目的を確立するとともに、教育内容を刷新する（教育内容の刷新は具体的には地理、歴史、道徳教育の課目、時間を増やすこと）」³⁹⁾であった。そして、

1957年7月10日に第一次岸改造内閣が発足したが、松永文相が「修身科という科目を特別に設ける必要はない」と主張したのは7月11日のことである。そしてその翌日の12日に岸首相は松永文相に「自民党の文教制度特別委員会（文教制度調査特別委員会—引用者）と連絡の上、なるべく速やかに文教政策の成案をつくって閣議に提出してほしい」⁴⁰⁾と指示していた。これを受けて松永文相は新しい文教政策の立案に急いだが、立案の内容について、特に「民族精神の養成と国民道義の高揚のため教育内容の改善をはかる」⁴¹⁾と主張するようになった。これは岸首相の主張と軌を一にしていることが明らかである。さらに松永文相は「道徳教育の強化とともに、民族意識の養成をはかるため修身、地理、歴史などを独立科目にするかどうか別として、なにかの形でこれらの教育をさらに“濃化”したい」⁴²⁾という考えを示した。この時点では松永文相はまだ道徳教育の教科を独立に設けることを明言していなかったが、国民道義の高揚や民族意識の養成が松永文相の新文教政策の中心であったことは明らかである。

そして、この民族意識をどのように養成していくのか、民族意識とは何かについて、松永文相は「まず修身教育だ。それから先祖の歩んできた歴史、日本の国柄と切り離せない地理、これらを独立の科目としてやるか、社会科などの中で総合的にやるかは大いに研究したい。しかしいずれにせよ、ただこれらの教育をもっと濃厚に行い、道義心、民族精神、さらに言わせてもらなら愛国心というものを、青少年の頭にたたきこむことが必要だ」⁴³⁾と主張した。ここから分かるのは、松永文相の強調している民族意識の再建とは青少年に愛国心を教え込むことであった。そして、その方法として、文相が真っ先に考えたのは道徳教育であった。ここでは岸首相の強調している「国民の道義」や「青少年の日本再建に対する自覚」といった言葉をそのまま使っていないが、「道義心」や「民族精神」、さらに「愛国心」といった言葉に言い換えて表現していることは言うまでもない。すなわち、岸首相の振興しようとする道徳教育は、「愛国心」の涵養であることを、松永文相の発言によって明確にさせたと理解することは可能であ

る。逆に言えば、松永文相が道德教育の振興を強調し、徳育教科を設置しようとする背景には、道德教育を通して国民の愛国心の涵養をしようとする岸首相をはじめとする自民党の道德教育要求からの影響が非常に強かったことは明確である。このような中、松永文相が「科目を設けない」という主張から「独立の科目としてやるか……は大いに研究したい」という主張へと変更した。そして、ついに「一つの科目を作ってやった方がよい」と明言するようになったのである。

さらに、翌8月5日には松永文相は「父母の多くは、倫理を教育すべきだと言っており、この際はっきりした指針を与える必要からも道德教育を独立教科にしなければならない。私の方針としては明確になったので来年からでも実施したい」⁴⁴⁾と述べ、道德教育を独立教科として来年から実施するという意向を示したのである。そして、1957年9月14日に再開された教育課程審議会に対して、「小学校・中学校教育課程の改善について」の諮問を行い、同日の審議会において「我が国社会の現状にかんがみこの際特に学校教育において積極的な措置を講じ道德教育の充実を図るべき時期ではないか」⁴⁵⁾と主張した。これを受けて、教育課程審議会は合わせて4回の初等教育と中等教育の合同審議、会合によって、同10月12日に「道德」の特設を決めた。その後も、「道德」の指導目標や指導方法などについて、初等教育課程分科審議会と中等教育課程分科審議会に分かれて1958年3月8日まで審議を進めた。そして、同会は1958年3月15日に「小学校・中学校教育課程の改善について」を松永文相に答申した。これを受けて、同3月18日に当時文部省の事務次官である稲田清助により出された「小・中学校における『道德』の実施要領について」という通達において、「道德」の特設が正式に決定され、同4月から小・中学校において実施されたのである。

ここで指摘しておかなければならないのは、これまで見てきたように、文部大臣は一貫して道德教育のための「教科」設置を主張したが、「道德」は「教科」ではなく「時間」として特設されたということである。文部大臣の主張した「教科」の設置は事実上、実現できなかった。「教科」にな

らなかったのは、日教組を中心に教科の設置に反対する意見が強かったのが一つの要因と考えられる。また、「教科」にするか「時間」にするかをめぐっては、教育課程審議会において、盛んに議論されていた。教科にする場合は、教科書の作成や検定方法、教員免許状の取得、そして評価の仕方などに関して、法律の改正が必要となるなど、いろいろな課題が横わたっていた。「教科」にならなかったのはこうした現実的な要因も考えられる。「道德」はなぜ「教科」ではなく「時間」として特設されたのかという問題は、現代の「道德」の教科化問題に関わる重要な課題であるが、このことを明らかにするためには、教育課程審議会の議事録を詳細に分析する必要がある⁴⁶⁾。これは今後の課題にしたいが、ここでは、とにかく「道德」は1958年3月に、「時間」として特設され、実施されたことを指摘しておきたい。

(2) 世論の反応

これまで述べてきたように、天野文相以降の文部大臣は一貫して道德教育の重要性を主張し、徳育教科の設置を唱えてきたが、これらの主張に対して世論はどのように反応したのだろうか。たとえば、1953年に徳島県小松島市教育研究所が行なった道德教育の基準を判定するために、市内の小・中学校、高校の計11校の総児童約7500名の父兄を抽出して3500戸の父兄の意見をまとめた。その結果、「学校で道德科を設置することについてどう思うか」という質問に対して、「道德科を設置せよ」というのが1154名、「全教科を通じて道德教育をするのがよい」が544名、「機会をとらえてやる」475名、「児童会や生徒会の時間にする」347名となっていた⁴⁷⁾。この結果からは、道德科の設置を要望している傾向が強く見られる。この調査では調査対象者の総数をはっきりしないので、それぞれの回答の割合が算出できないが、「道德科を設置」すべきだと考えている人が一番多く、しかも「全教科を通じて」道德教育を行うべきだと考える人の2倍以上もいたことが分かる。この結果から、道德教育のための教科や時間の設置について、国民の中ではかなりの支持があったと窺える。

また愛知県教組は、全県の教師と生徒の父母に対して、道徳教育について調査している⁴⁸⁾。その結果、「昔の修身教育」について、「大変よかった」は父兄 76%、教師 34%、「あまり良くなかった」は父兄 20%、教師 62%。一方、「現在学校の道徳教育」について、「これで十分」は父兄 18%、教師 8%、「やや不十分」は父兄 38%、教師 71%、「十分でない」は父兄 32%、教師 19%となっている⁴⁹⁾。この調査結果から分かるように、父母と教師の間では「昔の修身教育について」の項目だけは正反対の意見が出ていた。一方、「現在学校でやっている道徳教育」については、父母の 70%、教師の 90% の人が現行の道徳教育が（やや）不十分だと認識していることが分かる。もちろんこれは全国調査ではないので、すぐに一般化することはできないし、ほかの都道府県では多少数字が違ってくるかもしれないが、全く正反対の結果が出るとは考え難いであろう。このような数字からは父母や教師の中では道徳教育を振興すべきだと認識している者がかなり多かったと推測もできるだろう。

他にも、1957 年 11 月に内閣官房審議室が全国の 3000 名の満二十歳以上の男女を対象として行った「教育に関する世論調査」では、「道徳教育を早急に実施する必要があるか＝必要あり 62%、必要なし 19%、道徳教育の中で何が一番大切か＝親を大切にすること 36%、礼儀作法その他 15%、愛国心 9%、修身教育の必要ありか＝（大部分が昔のままの修身や忠孝では困ることを前提にして）ある程度必要 70%」⁵⁰⁾ という結果は注目すべきであろう。また、6 割以上の人が道徳教育の早急実施が必要であると認識していることは、愛知県教組の調査結果と同じ傾向にあるといえよう。ところが、7 割の人は修身教育が必要だと認識しているものの、それはあくまで忠孝を中心とした「昔のまま」の修身ではないことを前提としている。つまり、国民の中では道徳教育の振興に対する要望する強かったことが分かる一方で、そこで必要とされているのは昔の修身のような忠孝や愛国心の涵養ではなく、親孝行や礼儀作法を中心とするしつけを中心とする道徳教育であることも分かる。このような中、1957 年 2 月 12

日の『朝日新聞（夕刊）』『ひととき』欄には、一主婦の次の投書「道徳教育は無しでいいのか」が掲載されている。

戦後の新教育で、とりたてて道徳教育の時間というものが設けられなくなったのは、あちら（アメリカ—引用者）の教育形式を模倣したのだと思いますが、これは大きな間違いではなかったでしょうか。欧米には社会にも家庭にもキリスト教が深く浸透しているのです。ですから改めて学校で道徳教育の課目を設けなくても、……道徳的情操やしつけが自然に培われてきたわけです。……ところが日本の場合はどうでしょう。なんの宗教的裏付けもないままに民主主義が輸入され、しかも学校では道徳教育の課目もないまま子どもたちは野放しにされていると言ったら大げさでしょうか。……どうか、道徳教育即逆コースなどという皮相的な考え方はもう卒業して、親も教師も為政者もともどもに次代になう青少年のために、この問題を真剣に考えていきたいと思うのです。

つまり、この主婦は、日本ではアメリカのような子どものしつけを行える社会背景がないまま、その教育制度だけ模倣して、道徳教育の時間を設けなかったことは大きな誤りであると主張している。また、「道徳教育即逆コース」という考え方をやめてほしいというこの主婦の主張は、当時の多くの国民の声を代表しているのではないかと考えられる⁵¹⁾。

そして、1958 年 1 月 25 日から 4 日間にわたって行われた、日教組第 7 回教研全国集会の道徳教育特別小分科会の会場（大分市中島小学校講堂）において、『『道徳教育』には父母のほうかむしろ真剣だ。道徳教育特別小分科会の会場（大分市中島小学校講堂）は連日超満員。ホームルームだの、学校外生活指導だの、徳目だの、理解しにくい用語が続出して父兄はへこたれない』⁵²⁾ 状況があった。また、会場では道徳教育のための時間を特設すべきでないという空気が支配的になっているのを見て、傍聴の父親は「いや私だって昔の修

身科復活に賛成じゃないんですがネ。ウチの息子が社会に出てから、あんまりブザマな真似しえんようにと、そればかり思っとる」⁵³⁾と述べた。上記から分かるように、当時では国民の中では道德教育に対する関心が非常に高まっていた。また、日教組の教研大会は道德教育のための時間を特設することに反対する雰囲気の中で行われたが、父母は子どもが将来社会に出るとき、「ブザマな真似」をしないようというしつけの観点から、道德教育の振興に賛成していたことがわかる。さらに言うならば、そもそも日教組の教研大会で道德教育について議論するようになったのも、父母からの素朴な道德教育要求が強く存在していたからであった⁵⁴⁾。

つまり、「道德」の特設に関する議論の背景には、国民の中からの道德教育に対する素朴な要望が常にあった。もちろんそれは政府のしようとする教育内容とはほど遠いものであることはいうまでもない。ただ、国民も政府も「道德教育を振興すべきだ」という考え方を持っており、学校教育に求めるところに一致していた。

4. 同じ土台に立つ賛否両論

では、松永東文部大臣が主張する德育教科の設置をめぐる、具体的にどのような議論が行われており、そこにはどのような特徴がみられるのかを明らかにしてみたい。

(1) 修身科復活への反対

松永文相の発言を受け、1957年8月14日の教育科学研究会第二回全国研究会は道德教育の部会で「正しい道德教育を実践するために、文部省の『修身科の復活』に組織を作って反対する」旨を決議し、同会は「官製の道德教育にはあくまでも反対する」態度を示した⁵⁵⁾。ここに見られるのは、松永文相が主張する道德教育の独立教科を「修身科の復活」だと考え、「官製」の道德教育は反対だとする態度である。また、この研究会では『『単なる反対』だけでは結局『文部省に押し切られる』として、①積極的に道德教育の進め方について具体案を出す、②反対運動を盛り上げる

ためまず教科研の中に対策委員会を設け、これを足がかりにして他の民間教育団体に呼び掛け社会科問題協議会のような団体をつくってゆく』⁵⁶⁾という方針が出された。教育科学研究会は道德教育を振興すること自体には反対していないと考えられ、積極的に道德教育の進め方について検討し、具体案を出そうとしていたのである。

また、当時の社会党が掲げた文教政策のスローガンにも、「道德教育のための『特定教科』を設けるべきでなく、あくまで生活指導、社会科特別活動等の教育活動の全分野を通じて子供を大切にする教育を行う。戦前の『修身科』復活のごとき、特定教科による天下り的な道德教育を排する。また公共心を高める」⁵⁷⁾と述べられており、修身科の復活に反対していることがわかる。この修身科の復活に反対だという意見は、「道德」の特設に反対する意見の中でも最も多くみられるものである。すなわち、これらの意見は、「道德」を修身科だととらえて、「道德」の特設を修身科の復活だと認識し、戦前の修身科への復活に対する強い危惧から、「道德」の特設に反対しているのである。

また、「道德」は1958年3月の文部省の次官通達によって特設が決定され、同4月から「道德」が実施されたことは前述のとおりである。これに対して日本教職員組合（以下、日教組という）は明確に反対の旗を掲げ、1958年6月10日に発表された「一九五八年運動方針」において、「特に闘いの主要目標を、…時間特設による道德教育反対におく」⁵⁸⁾を明記した。また、「修身科復活にあくまで反対し、……時間特設……による官製道德教育は、政府と自民党の思想統制への大きな布石である」⁵⁹⁾とも述べており、日教組は、「道德」を修身科の復活、政府の思想統制への布石だと考えていたことがわかる。そしてその後も一貫してこのように主張し、反対していくことになる。

しかし、この修身科の復活に反対しているのは、必ずしも「道德」の特設反対派だけの意見ではなかった。賛成派や文部省側も同じ主張をしている。文部省では上に述べたような修身科復活論に対して、「道德」は修身科の復活ではないことを常に強調していた。「道德」特設に対する反対意見を

かわすためかもしれないが、文部省関係者もしばしば修身科の弊害に言及し、批判をしている。たとえば松永文部大臣は国会で「昔の『押し付けの修身教育』をやることは考えていない」⁶⁰⁾と答弁している。また、内藤啓三郎初等中等教育局長も「昔の修身に戻さぬように注意しながら道徳教育の時間を特設するように決めた。……時間新設を考えたのだが、私たちはこれによって昔の修身の復活を考えていない」⁶¹⁾と述べ、「道徳」が昔の修身科復活にならないよう特に配慮したと主張している。

また、教材等調査研究会・小学校道徳教育小委員会会長の稲富栄次郎は「道徳」を修身科の復活だと考えている反対意見に対して、以下のように論じている。

われわれとしても修身科復活に反対であることは人後に落ちないものであると考えている。……もし徳目が絶対のものであるならば、子供の生活で経験的に納得づくで、道徳を身につけていくということは無くなり、上からの押し付けをすることとなる。それが戦前の修身科であったのである⁶²⁾。

このように、「道徳」特設に直接かかわっていた人が、「修身科復活に反対であることは人後に落ちない」と主張している。言うならば、当時の「修身科の復活は反対だ」という考えは、道徳教育をめぐる賛否両論の共通した土台となっていたと考えられる。当時の反対派は、「道徳」の特設を修身科復活だととらえていたが、「道徳」の特設賛成派や特設を推進した文部省側も実は修身科復活に反対していた。ところが、注目しなければならないのは、同じく修身科復活への反対でも、その反対している内実はずいぶん違っていることである。すなわち、文部省側や教科設置賛成派は修身科の「おしつけ」的なところを、つまり修身科の教育方法に反対している。これに対して、反対派は修身科を政府の思想統制の布石だと認識し、特にその教育内容が愛国心教育に重点を置いていることを危惧して、反対しているのである。

(2) 全面主義道徳教育への擁護

そして、こうした賛否両論のもう一つの共通した特徴として指摘できるのは、全面主義道徳教育という考え方である。全面主義道徳教育という考え方が、天野文相の修身科復活提案に対する反対意見の大きな論拠となっていたことは前述のとおりであるが、これは同時に、「道徳」の特設をめぐる議論の大きな土台にもなっていた。

1957年9月11日の『東京新聞』の社説「修身科の独立を急ぐな」は、「道徳教育は結局全教科の仕事で、道徳教育の強化策は慎重を期し、もっと時間をかけて研究すべきだ」と述べている。この社説は、「道徳」の特設を修身科復活だとする考え方と同じ立場に立って、修身科復活に反対しているが、その背景には道徳教育は「全教科の仕事」であるという考え方があったことがわかる。また、1957年11月4日に日本教育学会教育政策特別委員会によって作成された『道徳教育に関する問題点(草案)』では、「道徳」の特設は従来の「全教科を通じて道徳教育を行う」という方針との間に、道徳教育の仕方に大きな相異が予想されるとしている。そのうえで、「道徳」はどのような原理的立場に立って特設されるのか、また「道徳」の特設によってほかの教科の教育に悪い影響を与えるのではないかという問題を提起している⁶³⁾。さらに、その「あとがき」において以下のように述べている。

道徳教科(または授業時間)の特設は、これまでの教育のねらい、教育課程の全体的なしくみ、教育の方法を根本から変えてしまう恐れがある。道徳は……要するに各教科指導、生活指導を通じて培われるものであろう。ところが、道徳教育を特設することは、これら教科指導、生活指導の全体的な成果をあらかじめ想定し、これを規制することになるから、結局、道徳教科での立場や方法が強く全教育課程を拘束することになるであろう。このことは、教育全体の在り方としてはたして肯定されてよいことであろうか⁶⁴⁾。

すなわち、道徳教育は学校全体を通じて行うべ

きだという考え方から出発して、「道徳」を特設するのは道徳教育の効果を上げないばかりでなく、今までやってきた全面主義道徳教育の教育的効果を削ぐことになる恐れがあるというのである。

また、「われわれがこれまで主張し、実践してきた理論と實際を、自信を持って守り、推し進めてゆくべきである。『特設時間』は必要なきものであり、特設することによって、却って道徳教育の正しいあり方を歪曲するものであることを確信し、我々の主張してきた生活教育を、躊躇することなく推し進めてゆくべきである」⁶⁵⁾ という主張のように、今までやってきた道徳教育を堅持すべきだという視点からの特設反対も強かった。ここでは、「道徳」の特設は「必要なき」ばかりではなく、かえって「道徳教育の正しいあり方」が歪曲されると主張されているが、ここで言っている「道徳教育の正しいあり方」とは、言うまでもなく全面主義道徳教育のことを指しているだろう。「道徳」の特設に関する反対や批判は当時数多くあったが、そのほとんどはこのような全面主義道徳教育論を前提としている。

ところが、この全面主義道徳教育を強調したのは特設賛成論においても同じであった。最も代表的な意見として挙げられるのは平野武夫（京都学芸大学）の見解である。

私見によれば、「学校教育の全面において」生きた道徳性を身につけさせようとするいわゆる「生活主義」は、確かに道徳教育実践の本道というべきであろう。しかし、このような生活主義による道徳教育の実践形態は、少なくとも、次の二点から、必要にして十分な基本条件を充しているとは言えないと考える。

第一は小学校では、主として道徳的心情を培うため、中学校では、道徳的知見を開発するために「独立の教科」または「時間」を特設して、これを指導することが必要であると考え。第二は、「学校教育の全面において」指導するという実践形態が、理論的に正しいとしても、現実の問題としては、極めて困難であり「学校教育の何れの面においても」指導されていないという皮肉な結果として現れ

る恐れは十分に存在するといつてよからう。……道徳教育は……「道徳指導の教科」もしくは「時間」を設けて補強することが、現実の問題としては必要であると考え⁶⁶⁾。

このように、平野は「学校教育の全面において」道徳教育を行うことが道徳教育の「本道」であるが、それは「理論的に正しい」が、実践の面においては問題があると言っている。実践上の困難を補強する意味で小・中学校において道徳の「時間」を設けることが必要であるというのが平野の主張である。このように、特設賛成派は学校全体を通じて行う道徳教育という考え方に賛成しながら、その一方ではそれに対する疑問も示していたのであり、この点が賛成論の特徴であった。

もちろん、「道徳」の特設をめぐる、他にも「道徳」が特設されることによって、他の指導時間のしわ寄せにならないか⁶⁷⁾、ほかの科目が影響されるのではないか⁶⁸⁾といった心配論なども見られる。また教科にした場合、教科書の作成や評価の仕方をどうするのかという視点からの批判など、「道徳」の特設をめぐる反対論は実に様々であることを指摘しておきたい。

お わ り に

1950年代の徳育教科の設置をめぐる議論の共通した特徴は、修身科復活への反対と全面主義道徳教育への主張であった。だが、賛否両論は修身科の復活に反対している点で一致しながら、特設賛成派は道徳教育を振興するためにやはり独立した教科が必要だと主張する。一方、特設反対派は道徳教育のための独立した教科を設置することは、すなわち修身科の復活（又はそうなる恐れがある）であると認識し、それに反対している。また、全面主義道徳教育についても、特設賛成派は全面主義道徳教育を認めながらも、それだけでは不十分だと認識し、その欠点を補うために、徳育教科や時間が必要であると主張する。一方、特設反対派は道徳教育があくまでも学校全体・全教育課程において行うのが本道であると主張する。このように徳育教科の設置をめぐる議論は共通した土台

に立ちながらも、学校における道徳教育のあり方についての考え方は大きく違っている。

また、1950年代初頭において、徳育教科の設置をめぐる議論が登場する背景には、青少年の犯罪、不良化問題がよく取り上げられるようになり、子どもに対する「しつけ」を学校教育、特に道徳教育に求める気運が強くなっていたことがあげられる。他方で、吉田首相や天野文相が道徳教育を強調したのは、講和独立という日本を取り巻く社会状況が大きく変化する中でのことであり、国民の道義高揚と愛国心の涵養が一大急務であると認識したからである。また、松永東文部大臣が徳育教科の独立を主張したことによって、最終的に「道徳」が特設されたが、その背景にも、道徳教育を通して祖国を愛する国民の養成をめざすという、岸信介首相をはじめとする政府与党の強い政治的要求があった。

愛国心を中心とする道徳教育を推進しようとする政府が国民の素朴な道徳教育への要求を利用したと考えてもよいだろうが、徳育教科を設置することの可否に関する議論がこの時期において登場してきた背景には、上記のような社会における道徳教育への要望の高まりという状況があった。すなわち、当時においては、愛国心のある子どもを作ろうとする政府の考え方と、親の言うことを聞くしつけの良い子どもを学校教育で育ててもらおうとする父母たちの考え方が合致して、道徳教育及び徳育のための教科設置に対する要請が生まれた。しかし、当時では道徳教育を振興させるべきだという点に賛否両論が一致しているにもかかわらず、教科を設置することはイコール修身科の復活だという考え方と全面主義道徳教育のあり方に支持する考え方が存在していた。教科にすれば、修身科の復活につながりかねない、しかもそうなると全面主義道徳教育のあり方を歪曲する恐れがあると考えられ、教科の設置には反対が強かった。しかし、道徳教育の振興が求められるなか、文部省としては何らかの形で振興策を出さなければならない状況にあった。また、教科にすれば猛反対を受けることが予想でき、しかも教員免許法の改定などの困難も予想される。それで、全面主義道徳教育というあり方を変更しない前提で、賛否両

論を折衷し、教科ではなく、そのワンランク下のものとして、「道徳」が特設されたのである。

現在、「道徳」を教科にするべきかどうかをめぐって議論されている。教科にした場合の評価の仕方の問題や教科書の作成、検定基準の問題など、様々な視点から議論が広がっている。議論のなかでは、教科にすれば修身科の復活になるのではないか、全面主義道徳教育を堅持すべきではないかという反対の主張がよく見られる。これに対し、たとえ教科にしても全面主義道徳教育という道徳教育のあり方は変更しない、そして、他の教科とは異なる特別教科にするというのが「道徳」の教科化を推進・賛成する者の主張である。「道徳」が特設されて57年も経っているが、特設当時の議論とかなり似通っているのが非常に興味深い。

また、「道徳」を教科にしようとする主張が登場しているのも、現在青少年の非行やいじめ問題などがますます深刻になっていると考えられており、これは、学校の道徳教育、特に「道徳」が期待された機能を果たしていないと認識されているからである。これもまた1950年代において道徳教育を振興すべきだという考え方から、徳育教科の設置を唱えた主張とかなり似ていると言えよう。

「道徳」がうまく機能していないので、教科にしようとしているが、果たして教科になれば期待されるような効果が得られるのだろうか。そして、そもそも「道徳」にどのような教育的効果が期待され、「道徳」のどこに問題があるのだろうか。これらのことを今後検討していきたい。

注

- 1) 特に安倍晋三内閣ではその傾向が強くみられる。たとえば、第1次安倍内閣の私的諮問機関である教育再生会議（2006年10月～2008年1月）や第2次安倍内閣の私的諮問機関である教育再生実行会議（2013年1月発足）は、一貫して「道徳」の教科化を強調していた。そして、ついに道徳教育の充実に関する懇談会（2013年3月26日～2014年3月31日）における議論を踏まえ、2014年10月21日、中央教育審議会の「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」において「道徳」の「特別教科化」を決定した。
- 2) 船山謙次『戦後道徳教育論史』（上）、（下）、青木書店、1981年。
- 3) 同上、49頁。

- 4) 貝塚茂樹『戦後教育改革と道徳教育の問題』日本図書センター、2001年、17頁。
- 5) 同上、22頁。
- 6) 「修身復活——文相ほのめかす」『読売新聞』1950年11月7日。
- 7) 「国歌及び倫理綱の問題」『日本教育年鑑』明治書院、1951年、284頁。
- 8) 「修身科は是か非か」『読売新聞』1950年12月8日。
- 9) 『第二次米国教育使節団報告書』には「道徳教育は、全教育課程を通じて、力説されなければならない」(『戦後日本教育史料集成 第三巻 講和前後の教育政策』三一書房、1983年、190頁)と記されていることから、全面主義道徳教育について、この報告書と関連付けて論じられるものが見られる(貝塚前掲書など)が、本論で見たように、全面主義道徳教育は終戦直後から実践されてきた。ただ、米国教育使節団報告書(第一次、第二次)と道徳教育の問題については、改めて考察する必要がある筆者は考える。
- 10) 「新教育指針」『戦後日本教育資料集成・第一巻・敗戦と教育の民主化』三一書房、1982年10月、167-168頁。
- 11) 『近代日本教育制度史料・第29巻』講談社、1964年、201頁。
- 12) 『時事通信・内外教育版』第154号、1949年4月26日、5頁。
- 13) 井坂行男「品性教育とは何か——教育における道徳的・精神的価値」『時事通信・内外教育版』第216号、1950年7月12日、8頁。
- 14) 社説「しつけのない社会」『朝日新聞』1949年1月10日。
- 15) 「講和の年の課題——天野文相の抱負をきく」『時事通信・内外教育版』第242号、1951年1月18日、3頁。
- 16) 同上、4頁。
- 17) 貝塚前掲書、287頁。
- 18) この点について詳細は「解説——占領政策の転換」前掲『戦後教育史料集成 第三巻 講和前後の教育政策』7～15頁を参照されたい。
- 19) 「講和へ自立の態勢——文教確立も重視」『朝日新聞』1950年10月3日。
- 20) 同上。
- 21) 「再開国会と各党の対策——その教育文化政策はどうか」『時事通信・内外教育版』第244号、1951年2月1日、3頁。
- 22) 第十国会衆議院予算委員会会議録第8号、1951年2月6日。(なお、国会会議録からの引用に際しては、国会会議録検索システム(<http://kok-kai.ndl.go.jp/>)を使用した。)
- 23) 同上。
- 24) 第十五国会衆議院予算委員会会議録第20号、1953年2月10日。
- 25) 「当面の改善、四点——大達文相の文教政策に対する所信」『時事通信・内外教育版』第441号、1953年6月30日、10頁。
- 26) 具体的には「池田・ロバートソン会談草案要旨」『戦後日本教育史料集成 第四巻 再軍備と教育の中立性』三一書房、1983年、23頁を参照されたい。
- 27) 同上。
- 28) 1949年に、吉田首相の私設機関である文教審議会は道徳教育を強調し、教育勅語にかわる「教育宣言」を作ろうとしていた。この点については「戦後教育史への証言——天野勅語のてん末①」『日本教育新聞』1969年11月29日を参照されたい。
- 29) こうした吉田首相の道徳教育主張や再軍備の問題などは、戦後教育史において教育政策の「転換」を意味する、いわゆる「逆コース」だと位置づけられている。この「逆コース」の問題に関しては、大田堯『戦後日本教育史』(岩波書店、1987年)や明神勲「占領教育政策と『逆コース』論」(『日本教育史研究』第12号、1993年8月)、高野和基「日本占領研究における『逆コース』」(『中央大学大学院研究年報』第15号1-1法学研究科編(上)』、1986年)などが詳しい。
- 30) たとえば、1954年12月に発足した日本民主党的文教政策は「①道義の涵養と祖国愛の高揚をはかるとともに、科学の振興について飛躍的な施策を講じ、もって視野を世界に開く新愛国精神を建立せんとす ②道徳教育、歴史教育、地理教育の徹底充実」(『主要政党的文教政策一覧』『時事通信・内外教育版』第603号、1955年2月11日、19-20頁)を主眼としていた。
- 31) 「道徳に根差す教育の確立」『時事通信・内外教育版』第593号、1955年1月7日、1頁。
- 32) たとえば、清瀬文相は「教育基本法に……国家を愛しということはない。……日本の国に対する愛国心ということがすっかり欠けておるので、これをもう一べん考え直す必要があるじゃございませんか」(第二十四国会衆議院予算委員会会議録第3号、1956年2月6日)と強調し、灘尾文部大臣も愛国心の必要性を強調するようになった背景を考えることが必要だと唱えるうえで、「私としては特に徳育について留意したい」(第二十六国会参議院文教委員会会議録第4号、1957年2月21日)と主張している。
- 33) 第二十六国会参議院本会議議事録第4号、1957年2月4日。
- 34) 第二十六国会参議院本会議議事録第4号、1957年2月5日。
- 35) 「修身は不要、日教組と話し合い——松永新文相、記者会見で強調」『時事通信・内外教育版』第847号、1957年7月16日、2頁。
- 36) 「道徳教育に科目特設も考慮——松永文相 記者会見で発言」『時事通信・内外教育版』第852号、1957年8月2日、2頁。
- 37) 「修身復活——その名も『生活科』で神話、伝記を教え込む」『読売新聞』1957年8月15日。
- 38) 「道徳教育に科目特設も考慮——松永文相記者会見で発言」『時事通信・内外教育版』第852号、1957年8月2日、2頁。
- 39) 「義務教育費国会保障制度へ——文教新政策大

- 網決る」『朝日新聞』1957年7月4日。
- 40) 「文教政策急ぎ立案——首相指示」『朝日新聞(夕刊)』1957年7月12日。
- 41) 「『民族意識』養成へ——松永文相新政策の立案に着手」『朝日新聞』1957年7月16日。
- 42) 同上。
- 43) 「まずは“修身教育”を——根絶したい先生の争議」『朝日新聞』1957年7月18日。
- 44) 教育記者の会・道徳教育研究会『文部省発表・道徳教育実施要項の解説』1958年、10頁。
- 45) 「松永東文相のあいさつ」『戦後道徳教育文献資料集 第Ⅱ期 17』日本図書センター、2004、頁記載なし。
- 46) なお、教育課程審議会における「道徳」の特設に関する審議内容に関しては、押谷由夫『「道徳の時間」成立過程に関する研究——道徳教育の新たな展開——』(東洋館出版社、2001年)において整理されているので、それを参照されたい。ただ、押谷は教育課程審議会の審議内容の整理にとどまっており、なぜ「道徳」は「教科」ではなく「時間」として特設されたのかについては、考察していない。
- 47) 「道徳水準を知る糸口——道徳教育の基準・父兄調査」『時事通信・内外教育版』第455号、1953年8月18日、4頁。
- 48) 具体的な調査時期や調査実数及び方法などは不明である。ただ、参考資料として、1957年11月に開催された同県教育研究集会に提出されていることから、調査時期は1957年11月以前だと推測できる。
- 49) 『時事通信・内外教育版』第903号、1958年1月28日、20頁の調査結果により作成したものである。数字は合わせて100%にならないものがあるが、原典のまま。
- 50) 「教育に関する世論調査」『朝日新聞』1957年12月26日。
- 51) たとえば、1957年6月21日から23日にかけて、新聞世論調査連盟によって、全国の成年者2500名を対象に実施した「子供の教育」調査が行われている。そこでは取り入れたい教科として「修身」が17.7%あがっており、一番多かった。また、道徳教育に対する態度に関していうと、「力を入れた方がいい」と答えたのは61.7%であり、道徳教育に対する要望が強かったことがわかる(「世論調査は何を教える——新聞世論調査結果『子供の教育』分析結果」『時事通信・内外教育版』第847号、1957年7月16日、4-5頁)。
- 52) 「集会点描」『時事通信・内外教育版』第906号、1958年2月7日、13頁。
- 53) 同上。
- 54) 日教組の教研大会で道徳教育について論じられるようになったのは金沢で開催された第六回大会(1957年2月1日~4日)においてであり、このことに関して『朝日新聞』の社説は次のように述べている。「いままでの教研集会では、『道徳教育』ということ自体、むしろ敬遠されていた。……日教組の教研活動で、道徳教育が正面に出て、中心課題とさえなったのは、今回が初めてだ」(「社説——正面に出た『道徳教育』」『朝日新聞』1957年2月10日)。そして、その理由について、同社説では「道徳教育の必要は当然だという空気がつくられたうらには、……教師が親の願いに耳を傾けるとき、多くの親からでる言葉は、『道徳教育』への疑問であり、『しつけ』のこと、『親孝行』についての不安である」と述べている。
- 55) 「道徳教育反対気運——民間教育団体が結集、具体化か」『時事通信・内外教育版』第858~859号、1957年8月23日。
- 56) 同上。
- 57) 「『文教政策案』決る『修身科の復活』には反対——社会党」『朝日新聞』1957年8月18日。
- 58) 「日本教職員組合『1958年度運動方針』(抄)」『史料教育法』学陽書房、1973年、406~407頁。
- 59) 同上、407頁。
- 60) 第二十六国会衆議院文教委員会会議録第34号、1957年9月27日。
- 61) 「焦点むすぶ“道徳教育の振興”」『時事通信・内外教育版』第880号、1957年11月1日、5頁。
- 62) 稲富栄次郎「道徳の時間設置の意義」文部省『新しい道徳教育のために』1959年、142-143頁。
- 63) 「道徳教育に関する問題点(草案)」14-15頁(『戦後道徳教育文献資料集第Ⅱ期 17』、日本図書センター、2004年、頁記載なし、所収)。
- 64) 同上、「道徳教育に関する問題点(草案)」37-38頁。
- 65) 梅根悟「まとめ」『カリキュラム』1958年5月号付録、21頁。
- 66) 平野武夫「道徳基準の設定と時間特設の問題」『時事通信・内外教育版』第884号、1957年11月15日、4頁。
- 67) 「芸能教科シワ寄せに微妙な答弁」『時事通信・内外教育版』第880号、1957年11月1日、10頁。
- 68) 「音楽教育と道徳教育」『時事通信・内外教育版』第879号、1957年10月29日、12頁。

The Characteristics and the Social Background of the Debate over the Implementation of “*Dōtoku*”

TONG Zhanxin

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper provides a detailed analysis of the arguments about the implementation of *Dōtoku* (Moral Education) in the school curriculum in the 1950s. It covers the period from 1950 when the Education Minister *Teiyu Amano* proposed restoration of *Shushin* (Ethic Education in the prewar period), to 1958 when *Dotoku* was set up as a subject in the postwar elementary schools. It first points out that arguments both for and against the implementation of *Dotoku* were characterized by their opposition to restoration of *Shushin* and support for moral education as primary periods among all the educational activities where moral education is administered. Next this paper probes into the background of the demand for moral education : the general public hoped for child discipline on their part, while the government aimed at cultivating patriotic feelings, and both expected school education to serve their purpose. That, this paper concludes, called for the setting up of the subject of moral education in the school curriculum, and finally led to its implementation.